

県立新発田南高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日

1 いじめの定義と本校の基本認識

(1) いじめ

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) 基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本指針」を策定する。

いじめ防止の基本姿勢として以下の四点をあげる。

- ①いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり
- ②自己有用感を高め，自尊感情を育てる教育活動
- ③いじめの早期発見
- ④いじめの早期解決

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくり

- ①人権同和教育講演会
- ②教育相談，アンケートの実施

(2) 協調心を高め，自尊感情を育てる教育活動

- ①生徒会活動，行事，部活動
委員会活動，体育祭，文化祭，修学旅行，部活動等
- ②学習活動と授業
朝学習，課外授業，個別指導

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常観察（学級，授業）

休み時間，授業，LHR

(2) 教育相談，保護者懇談

生徒（随時），保護者（随時）

(3) アンケート

いじめアンケート（年間2回，生徒），
体罰アンケート（年1回，生徒・保護者・教職員）

(4) その他（保健室，部活動，行事など）

保健室の利用状況，課外活動への参加状況

4 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめ問題の発見と情報収集

学級・部活動の生徒，授業担当者・学級担任からの情報収集

(2) 外部専門機関との連携

警察，児童相談所，相談機関等との連携

(3) 保護者との連携

被害生徒の保護者への事情説明と支援，
加害生徒の保護者への状況説明と指導援助

(4) 事後指導

被害・加害生徒への指導と生徒全体への指導

5 いじめに取り組む校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

①構成：校務運営委員会及び教育相談支援委員会

(校長，教頭，教務主任，学年主任，保健主事，生徒指導主事，進路指導主事，工業科学科主任)

②対象：学校全体への対応に関すること

(問題を抱える生徒について情報交換，教育相談での情報，アンケート結果についての報告，対応についての調整，全体計画の作成など。)

③開催：月1回程度

(2) いじめ対応委員会

①構成：校長，教頭，学年主任，担任，生徒指導部

②対象：個別の問題

③開催：必要に応じて随時

6 その他

生徒，社会状況の変化により，発生する問題と必要な対応は変化する。よって，この基本方針は毎年改訂を重ねるものとする。